

国民年金保険料の免除制度

●申請免除制度・・・

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が免除される申請免除制度があります。

申請免除制度には、保険料の全額が免除される「**全額免除**」と、保険料の一部を納付し、残りの保険料が免除される「**一部納付**」があります。一部納付には、4分の1納付、半額納付、4分の3納付の3種類があります。

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請をして承認されると、全額免除または一部納付ができます。

●特例免除・・・

退職（失業）を理由とした特例免除制度もあります。特例免除は、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の6月までの期間について、失業された方の所得を除外して免除の審査を行います。翌7月を超える将来期間については、7月に改めて申請が必要です。

若年者納付猶予制度

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認されると、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます（世帯主の所得は審査の対象外です）。

保険料を納めないままにしておくと「もしも」のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。納めることが困難な場合は、申請をしましょう。

☎ 保険年金課 ☎(25) 8137

☎ 大津年金事務所 ☎ 077 (521) 1789

国民年金基金に加入しませんか！

“自営業者等に、より有利な年金を”

ただいま、国民年金基金の加入受付中です。（掛金は、全額社会保険料控除の対象）詳しくは、下記までお問い合わせください。

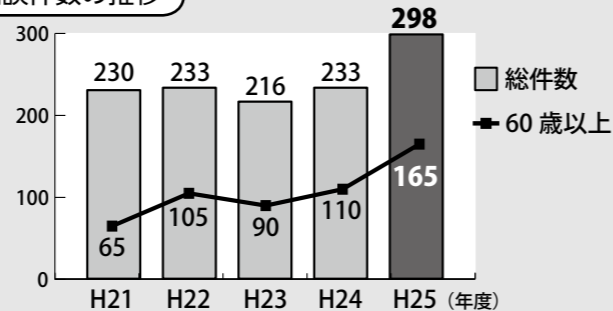
☎ 滋賀県国民年金基金

☎ 077 (525) 9821

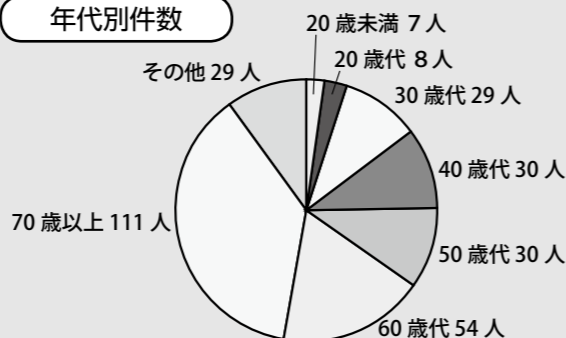
60歳以上の相談が5割超！  
平成25年度 消費生活相談状況

平成25年度に、高島市の消費生活相談窓口へ寄せられた相談の状況です。

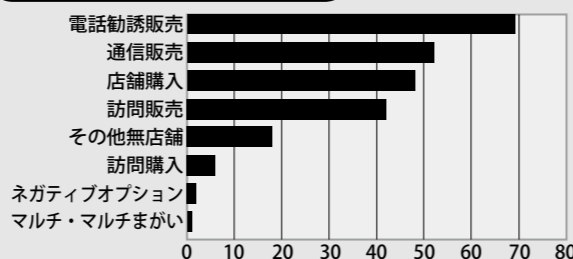
相談件数の推移



年代別件数



主な購入形態別件数



相談内容の特徴

- 高齢者を中心に、「注文していない健康食品を送る」という電話がかかってきた」という相談が急増しました。
- パソコンや携帯電話による架空請求メールやアダルト情報サイトの請求などのトラブルは幅広い年代に広がっています。
- 実体のない社債や未公開株を買うように誘う「買え買え詐欺」や払いすぎた医療費を返すという「還付金詐欺」など、詐欺の手口はますます巧妙化、悪質化してきています。最近では銀行へ振り込ませる以外に、**現金を宅配便で送らせる手口も増えています。**

☎ 生活相談課 ☎(25) 8125

困ったときは  
ご相談ください！

がん検診を受けるきっかけづくりとして、対象年齢（下表参照）の方へ「がん検診無料クーポン券」を送付します。このクーポン券は、市が行うがん検診で使えます。

ぜひこの機会に、クーポン券を使って検診を受けましょう。がん検診の日程、場所等は3月末に配布している「たかしま健康だより」をご覧ください。

また、クーポン券がお手元に届く前にがん検診を受けた方は、負担金をお返します。保健センターで手続きをしてください。

●持ち物

- ・ 領収書
- ・ □ 座番号がわかる通帳
- ・ 印かん

検診名	対象生年月日
子宮頸がん検診 (女性)	① 平成5年4月2日～平成6年4月1日 昭和63年4月2日～平成4年4月1日 昭和58年4月2日～昭和62年4月1日 昭和53年4月2日～昭和57年4月1日 昭和48年4月2日～昭和52年4月1日
	② 下記に該当し、今までクーポン券を使ったことがない方 昭和43年4月2日～昭和47年4月1日 昭和38年4月2日～昭和42年4月1日 昭和33年4月2日～昭和37年4月1日 昭和28年4月2日～昭和32年4月1日
乳がん検診 (女性)	① 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 ② 下記に該当し、今までクーポン券を使ったことがない方 昭和43年4月2日～昭和47年4月1日 昭和38年4月2日～昭和42年4月1日 昭和33年4月2日～昭和37年4月1日 昭和28年4月2日～昭和32年4月1日
大腸がん検診 (男性・女性)	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和28年4月2日～昭和29年4月1日

無料クーポン券  
をお届け

今がチャンス！  
がん検診

こころの健康相談

「眠れない」「何もやる気がしない」「人と話すのがわずらわしい」などのこころの問題を抱えながら生活している人は案外多いようです。

このような問題は、早期に専門家へ相談することにより、スムーズに解消したり、余裕をもって問題に立ち向かうことができるようになります。

思春期、更年期、老年期のこころの健康問題などは誰もが経験するものです。「病院に行くほどではないけれど、ちょっと相談してみたい・・・」そんな方は、お気軽に「こころの健康相談」をご利用ください。

相談は無料。秘密は厳守します。

- 日時 原則として毎月第1金曜日 14～17時（予約制）  
事前に電話でご予約ください。
- 場所 滋賀県高島保健所

☎ 滋賀県高島保健所 ☎(22) 2419